# 消費者機構日本ニュースレター

第97号

2014年1月6日発行

発行者 芳賀 唯史編集担当 磯辺 浩一

#### ≪目次≫

- 1. 2014 年(平成 26 年)年頭所感
- 2. ヤマダ電機の保証規定が改善されました。
- 3. 消費者庁「差止請求事例集解説セミナー(東京)」の企画が確定しました。
- 4. 適格消費者団体のホームページより<12 月 1 日~12 月 27 日更新分>

### 1. 2014 年(平成 26 年)年頭所感

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の活用準備をすすめます。

特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀 唯史

2013年12月4日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」(いわゆる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」)が参議院において全会一致で可決され、同法が成立し、12月11日に公布されました。

この法律は公布後3年以内に施行され、共通原因で相当多数の消費者に生じた財産的被害を回復することができるようになります。一定の要件を満たす消費者団体(特定適格消費者団体)が提訴し、第一段階目で事業者の法律上の義務が確認された後に、第二段階目で被害者が手続きに参加すればよい仕組みです。消費者にとっては、帰趨のはっきりしない段階で自ら提訴する必要はなく、被害回復に要する費用もこれまでと比べ低廉になります。消費者被害の回復をすすめられる画期的制度です。本法の立案、審議に携わられた多くの皆様にあらためて深く感謝申し上げます。

当機構は、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として、これまで不当な事業者の行為に対する差止請求の活動をすすめてまいりました。一方では、被害救済をはかることはできないという現行制度の限界を痛感しておりました。「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の施行にあわせ、特定適格消費者団体としての認定をうけられるよう、準備を着実にすすめてまいる所存です。引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

当機構は、差止請求の活動についても着実に取り組みをすすめ、2013年は8件の事案について 約款等の是正を実現し、公表したところです。また新たに14件の事案について申入れ等を行っ ており、2014年はこれらの事案について改善をはかり公表してまいりたいと思います。

また、消費者庁より「差止請求の成果活用等推進業務」を受託し、全国の適格消費者団体 11

団体が差止請求により是正した事例をとりまとめた事例集の作成と、その内容を解説する全国 9 か所でのセミナーの準備をすすめております。事例集の完成とセミナーの成功が、本年冒頭の重要な課題となります。全国各地の事業者の皆様ならびに消費生活相談員の方々に参加いただきたいと思います。

2014年もこのように差止請求に係る諸活動をすすめ、消費者被害の拡大防止、未然防止を図ってまいります。本年もどうかよろしくお願いします。

2. ヤマダ電機の保証規定が改善されました。また、ブロードバンド契約とのセット販売において、折込チラシなどに利用料金や解約時の契約解除料等に関する説明が付記されました。

家電量販店である株式会社ヤマダ電機(以下「当該事業者」という。)の「無料長期保証 規定」、「家電総合保証サービス 家電保」及び「家電製品総合保守契約 New The安心 約款」について、一方的に保証内容を変更でき、かつ、その変更された内容を既加入者をも含めて適用するという趣旨の規定は、消費者に不利益な条項であるため、本件各約款の改善を求めた申入れを行いました。

これに対して当該事業者では、申入れ等の趣旨を踏まえて積極的かつ迅速に改善検討し、2013 年4月14日付けで本件約款が改定・改善され適用されることになりました。

具体的には、既加入者に対しては加入時の保証を継続するというものです。

また、当該事業者は、通信契約とのセットによる割引·格安価格でパソコンやテレビの販売を行い、その広告宣伝も実施していましたが、当機構では、「その広告の表示内容が景品表示法第4条1項2号に定める有利誤認表示に該当する」として、改善申入れを行いました。

その結果、以下の説明を付け加えることになりました。

「\*インターネットご加入時の価格は2年間の継続利用が条件となります。」

「\*オプション等の月額使用料が別途かかります。」

「\*契約期間中に解約または変更された場合は違約金がかかります。」

注)なお、現在は、割引販売は行われておらず、キャッシュバック等になっています。

なお、上記2項目の是正後、合意書の文言の調整と締結、ヤマダ電機のホームページ掲載内容 の確認等の関係から時日を要してしまいましたが、一連の確認が終了しましたので、本ニュース レターにてご報告するものです。当機構のホームページでも、近々公表いたします。

## 3. 消費者庁「差止請求事例集解説セミナー(東京)」の企画が確定しました。

前号でご案内した消費者庁主催「差止請求事例集解説セミナー(東京会場)」の企画内容が以下のようになりました。これまでご案内してきた差止請求事例集の解説と質疑応答に加え、先の臨時国会で可決成立した集団的消費者被害回復に係る訴訟制度についても、消費者庁からの説明と質疑応答が行

われます。法成立後、消費者庁としてはじめて公式に皆様に説明し、質疑に対応する企画となりますので、正会員・協力会員・賛助会員におかれましても、是非、お誘い合わせの上、ご参加くださるようお願いいたします。

このことに関しては、12月 10 日の消費者庁阿南長官の記者会見でも紹介され、また、プレスリリースされた内容が消費者庁ホームページでも紹介されています。

阿南長官記者会見はこちら ⇒ <a href="http://www.caa.go.jp/action/kaiken/c/131210c\_kaiken.html">http://www.caa.go.jp/action/kaiken/c/131210c\_kaiken.html</a>
消費者庁プレスリリースはこちら ⇒ <a href="http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m01-1">http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m01-1</a>
参加申込みはこちら ⇒ <a href="https://sec.libras.co.jp/enq3/PostVals2CsvCgi.exe?pj=72">https://sec.libras.co.jp/enq3/PostVals2CsvCgi.exe?pj=72</a>

※なお、参加申込みは当機構宛の電話・FAXでも受付を行っています。

#### 《東京会場のご案内》

【名 称】 差止請求事例集解説セミナー

【日 時】 2014年2月19日(水)、13:00~15:00(受付開始12:30)

【会 場】 「スクワール麹町」3階「錦華」…JR四谷駅麹町口より徒歩1分

【主 催】 消費者庁

【参加費】 無料

【定 員】 200名

【次 第】 ◇消費者団体訴訟制度についての寸劇

◇差止請求事例集の解説と質疑応答

◇集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の説明と質疑応答

# 4. 適格消費者団体のホームページより <12 月 1 日~12 月 27 日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名	公表情報=申入れ・要請・公表等の概要
(ホームページアドレス)	(詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	□12月3日  (株)北日本システム(訪問販売又は電話勧誘販売で建物修繕等の代金に充てるための保険申請手続の代行と建物の修繕等を実施する事業者)への申入書を送付しました。詳しくは下記から。  http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=258 □12月10日  (株)ジェネシスの建物改修工事請負契約書及び請負約款の不当条項について、当該事業者からの回答を踏まえて再申入書を送付しました。詳しくは下記から。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=260 □12月13日  (株)テイクアンドギヴ・ニーズの挙式披露宴の会場利用契約におけるキャンセル条項の差止を求め、札幌地裁に訴訟提起をしました。詳しくは下記から。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=263

《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	□12月16日 サイバーエージェント㈱の「アメゴールド(仮想通貨) ガイドライン」における不当条項の差止めを求め、「書面による事前の差止請求」を行いました。詳しくは下記から。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/131216_02 .html □12月16日 サイト利用者とテレコムクレジット㈱との間の決済代行サービスにおける不当条項につき、「書面による事前の差止請求」を行いました。詳しくは下記から。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/131216_03 .html □12月19日 上記2社からの回答書が届きました。詳しくは下記から。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/131219_01 .html http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/131219_02 .html
《消費者機構日本》	※この期に公表された情報はございません。
	これまでの公表情報については、左記のホームページを
http://www.coj.gr.jp/	ご覧ください。
《全国消費生活相談員協会》	※この期に公表された情報はございません。
http://www.zenso.or.jp/index.html	これまでの公表情報については、左記のホームページを ご覧ください。
	□12月17日
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	大東建物管理㈱への再申入書を送付しました。詳しくは下記から。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2013/1 2/4cf4d43d3c9205ed62ba3fb1b830cd6f.pdf □12 月 17 日 メディカルクリニックメサイヤの治療契約書につき申入書を送付しました。詳しくは下記から。http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2013/1 2/fa9e0f3b8c19fc48db3b189e36c2a538.pdf □12 月 17 日 スポーツクラブの㈱シッククリエーションが使用している約定書につき再申入書を送付しました。詳しくは下記から。http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2013/1 2/4f70cf9e8d60ab1393903307e0052cb1.pdf
《京都消費者契約ネットワーク》	※この期に公表された情報はございません。
http://kccn.jp/index.html	これまでの公表情報については、左記のホームページを ご覧ください。
《消費者支援機構関西》 <u>http://www.kc-s.or.jp/</u>	ロ12月20日   インターネット宿泊予約会社のクーコム㈱に対してほ連   絡(申入れ等終了のご通知)を送付しました。詳しくは   下記から。   http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000427   ※なお、係争中の訴訟期日(㈱レンタルブティックひろ、   (株講談社フェーマススクールズ)についての公表があります。

《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	□12月11日 中古車販売業者である㈱ハナテンに対して申入書兼質問書を送付しました。また、(一社)日本中古車販売連合会に対し質問書を送付しました。詳しくは下記から。 http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/131211_hanaten.p df http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/131211_tyukosya.pdf
《消費者ネット広島》	※この期に公表された情報はございません。
	これまでの公表情報については、左記のホームページを
http://www.shohinet-h.or.jp/	ご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	□12月16日 社会福祉法人創生会の施設入居契約書等に関する申入れを行いました。詳しくは下記から。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/321 □12月20日 消費者支援機構福岡が㈱LIXIUの入居一時金契約書に関し福岡地裁に差止請求訴訟を提起(2013.4.12)した趣旨と、第1回期日から第4回期日までの経緯が公表されています。詳しくは下記から。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/333
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページを ご覧ください。